

新規返礼品提供事業者募集について

政 策 企 画 課
ふるさと納税推進室

富士河口湖町では下記6つの事業を定め、地方創生策の一つとして平成20年度から始まったふるさと納税制度を活用してそれに対する寄附金を募っています。寄附者には返礼として富士河口湖町ならではの特産品等をお贈りしており、町では返礼品を提供する事業者を募集しております。

- (1) 子ども支援事業
- (2) まちづくり支援事業
- (3) 環境保全支援事業
- (4) スポーツ・文化振興支援事業
- (5) 産業活性化支援事業
- (6) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

寄附者自らが事業を選択することによって意見を反映し、多くの人々が参加する魅力あるふるさとづくりに資することを目的としておりますが、返礼品として地場産品を進呈することで町外在住の個人に地場産品のPRおよび販路拡大の機会を作ることも目的としています。

返礼品について

令和元年度から運用が開始された「[ふるさと納税に係る指定制度](#)」（総務省）により、地方自治体のふるさと納税返礼品は原則として当該自治体の地場産品等でなければならないこととされており、町が取り扱うことができる返礼品は下記に該当する品目に限られます。

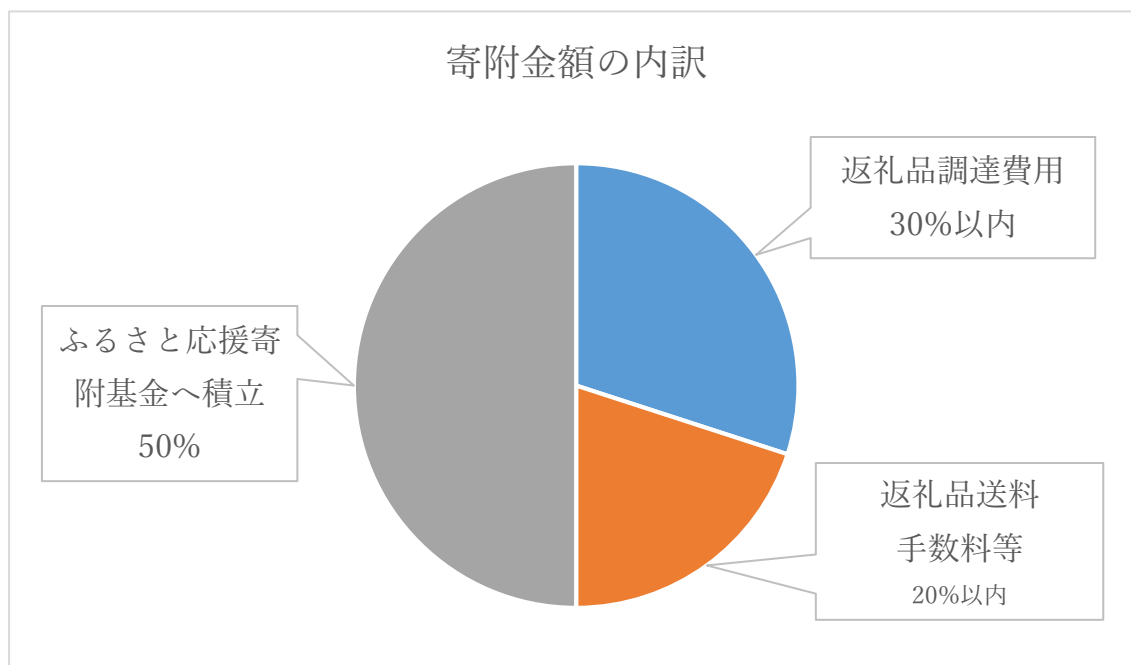
- (1) 富士河口湖町内で生産されたもの
- (2) 富士河口湖町内で生産されたものを主原料としたもの
- (3) 富士河口湖町内で製造、加工の主な工程を行ったもの
- (4) 富士河口湖町内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)

- (5) 富士河口湖町をPRする目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズであり、町独自の返礼品であることが明白なもの
- (6) 上記(1)から(5)に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとは合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること
- (7) 主に富士河口湖町内において提供される役務(宿泊や食事等を含む)
- (8) 山梨県または近隣市町村の地場産品であって自治体間の協議によって相互に取り扱うことに合意がなされたもの
- (9) 災害等によって前記の返礼品が提供することができなくなった場合に代替の品として提供されるもの

返礼品価格・経費について

品物の販売代金とその品物を配送するために適した梱包に要する費用の合計をご提示ください。基本的には町から金額を指定することはありません。

ご提示いただいた金額をもとに総務省より求められている経費率をクリアできるように寄附金額を設定いたします。



寄附の募集に際してはインターネット上の寄附受付サイトを利用するため掲載や決済の手数料が発生しますが、それらは町が負担いたします。

返礼品提供事業者

返礼品提供事業者(以下、提供事業者といいます)は別途締結する「ふるさと納税返礼品納入に関する契約書」の内容を遵守することができ、町長が認定する事業者とします。ただし、町が適当でないと判断した場合は認定されないことがあります。

町長の認定を受けようとする場合は別途指定する申請用紙を町に提出し認定を受け、返礼品納入に関して町と契約を取り交わしていただきます。

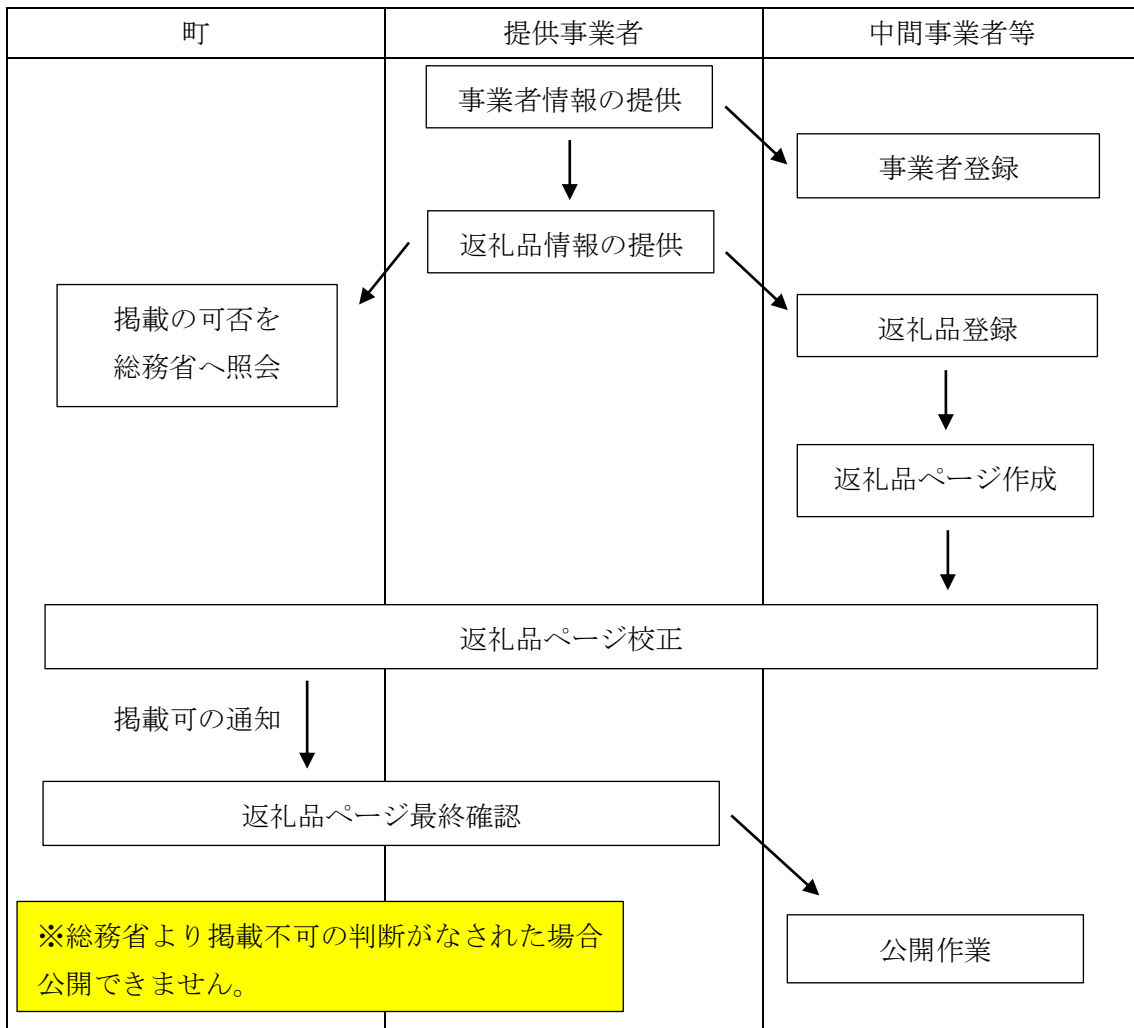
インターネット掲載までの流れ

○令和6年4月現在、富士河口湖町が寄附を受け付けているサイトは以下のとおりです

楽天ふるさと納税	au PAY ふるさと納税	ANA のふるさと納税
セゾンのふるさと納税	ふるさとプレミアム	ふるさと納税百選
自治体特設サイト	マイナビふるさと納税	まいふる
ふるさとチョイス	ふるぽ	ふるなび
JRE MALL ふるさと納税	G-Call ふるさと納税	JAL ふるさと納税
さとふる	三越伊勢丹ふるさと納税	一休.com ふるさと納税
アソビュー！ふるさと納税		

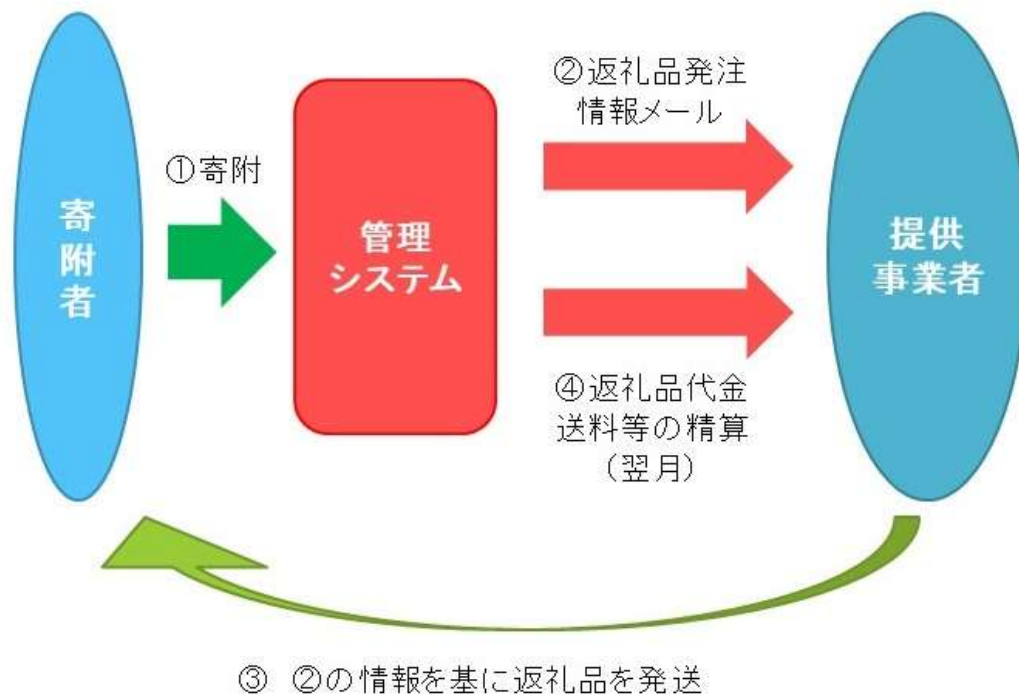
町との契約締結後、寄附サイトへの掲載やコールセンター業務などの委託契約を締結している事業者や寄附受付サイト運営事業者(以下、中間事業者等といいます)とやり取りを進めていただきます。**実際に各サイトへ製品情報を掲載する作業を行うのは中間事業者等になります。**

なお、公開に際しては町の承認を得る必要があります、内容によっては情報の追加・修正の依頼や掲載を不許可とする場合があります。



返礼品提供と精算

寄附受付サイト上で富士河口湖町への寄附が成立すると、メール・FAX等によって発送依頼または集荷日の通知があるので、提供事業者は返礼品を宅配便等の方法により寄附者へ発送してください。町役場へ納品することはありません。返礼品の納品が完了した翌月に提供事業者へ代金が支払われます。



なお、ふるさと納税の全国的な傾向として10月末から12月末にかけて寄附が増加し、富士河口湖町の過去の実績を見ると1年間の半分がこの期間に集中します。商品の提供数に限りがある場合は年末だけでも受注上限を設けるなど対応可能ですのでご相談ください。

その他

ふるさと納税制度は総務省が定める法令等に則り運用されている制度です。今後新たな法令等が定められた場合は現在の運用とは異なる新たなルール等が適用される場合がありますので、その場合は本資料も変更される場合があります。

ふるさと納税制度全般については[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご参照ください。

【富士河口湖町ふるさと納税事務局】
富士河口湖町 政策企画課 ふるさと納税推進室
TEL 0555-72-1129 / FAX 0555-72-0969
電子メール seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp